

令和 7 年度
横浜市民間保育所等
設備等リフォーム事業
(中規模改修事業)
募集要項
—先行募集—

申請書類受付期限

令和6年12月2日(月)～令和6年12月27日(金)

本事業は、補助金の財源に国庫補助金※を活用しています。

※自己所有物件の場合…就学前教育・保育施設整備交付金

賃貸借物件の場合…保育対策総合支援事業費補助金

国庫補助金の協議・申請の結果、補助対象事業とならない場合や補助金の一部のみ国庫補助金の対象となる場合があるため、補助事業に応募する事業者は、この点についてあらかじめ了承のうえ、当該事業への申請をお願いします

横浜市こども青少年局こども施設整備課

内容

1 事業概要・補助対象の要件	2
2 補助の概要	3
3 事業実施にあたっての諸条件	5
4 スケジュール	6
5 申請方法	7

【停止条件】

本事業に関する補助金は、令和7年度の保育所等整備事業に関する予算が横浜市会において可決されることを前提に行うものです。そのため、当該予算の可決を停止条件としています。

【昨年度募集からの主な変更点】

■募集期間及び事業スケジュールについて

令和6年度事業の募集時に、国庫補助金が予算の上限に達したため募集の中止を余儀なくされたことから、令和7年度事業は先行募集として国庫補助金の初回協議に間に合うスケジュールで募集を行います。

なお、令和7年1月以降の募集については、国庫補助金の内示状況等をふまえて実施を検討します。

1 事業概要・補助対象の要件

(1) 事業目的

横浜市民間保育所等中規模改修事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という)に定めるところにより、市内の保育所、幼保連携型認定こども園(以下「保育所等」という)において、児童の福祉の向上を図ること及び子どもが健やかに育成される環境を確保するとともに、待機児童対策に資することを目的に、老朽化した設備改修等の費用の一部を補助するものです。

(2) 補助対象の要件

ア 対象法人

横浜市内で保育所等を現に運営する者のうち、当該事業実施後、施設や設備の予防保全に取り組むことができる者

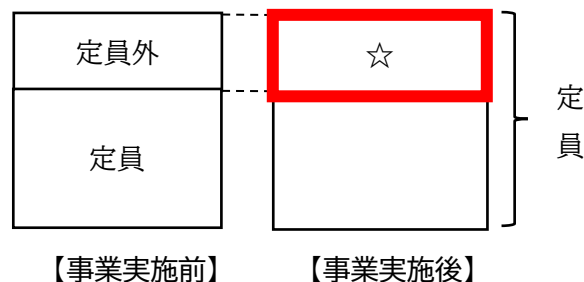
イ 対象施設

- (ア) 令和6年4月1日時点で1歳児クラスの定員が埋まっていること。
- (イ) 当該補助金申請時点において、保育所等として開所後10年以上経過した施設であること。ただし、幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園については、幼稚園として開所後10年以上経過した施設であること。
- (ウ) 1・2歳児の認可定員を定員増できること(1歳児の定員増は必須)。

<定員外の受け入れを行っている場合の定員増の考え方>

補助金の交付を受けるためには定員外受け入れの定員化が必要で下記表の太枠部分(☆)が補助対象の要件となる定員増になります。※4月1日の定員外の状況で判断します。

(イメージ図)定員外受け入れの定員化



ウ 対象となる設備等※

なお、対象となる設備等の改修に伴い発生するその他の改修費用についても補助の対象とすることができます。

- (ア) 概ね10年を経過して改修が必要であること。
- (イ) 補助対象施設整備時に当該施設を運営する法人が整備した設備や保育事業の譲渡等により財産を取得した設備など、補助対象者が所有又は管理する設備等であること。
- (ウ) その他関係法令に適合するものであること。

※ ここでいう設備等とは、次に掲げるような保育所等の運営上、必要な設備等をいいます。

- a 給排水衛生設備、空調設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備等
- b 外壁、屋上 等(自己所有に限る)

(3) 補助決定予定件数

予算の範囲内で決定します。

2 補助の概要

(1) 補助対象経費(要綱第6条)

以下の対象経費であって、補助対象経費が500万円以上であること。

対象経費	内 容
工事費	設備改修等に必要工事請負費
工事事務費	工事施工に直接必要な監理費(補助対象工事費の2.6%に相当する額を限度とする。)
物品購入費	既存施設の改修に必要と認められる購入費(改修工事が発生する場合のみ対象とする。)

(2) 補助対象外経費(要綱第6条)

- ア 調査又は点検に要する費用
- イ 測量又は設計に要する費用
- ウ 既存建物(集合住宅の場合の区分所有権を含む。)の買収に係る費用
- エ 土地の買収又は整地に要する費用
- オ 国庫補助の事前協議において、適当と認められない費用
- カ その他整備として適当と認められない費用

(3) 補助金額(要綱第10条)

補助金額は『実支出額(税込)×3/4』と『補助基準額に各補助率を乗じた額』とを比較して低い方となります。 ※千円未満の端数は切り捨て

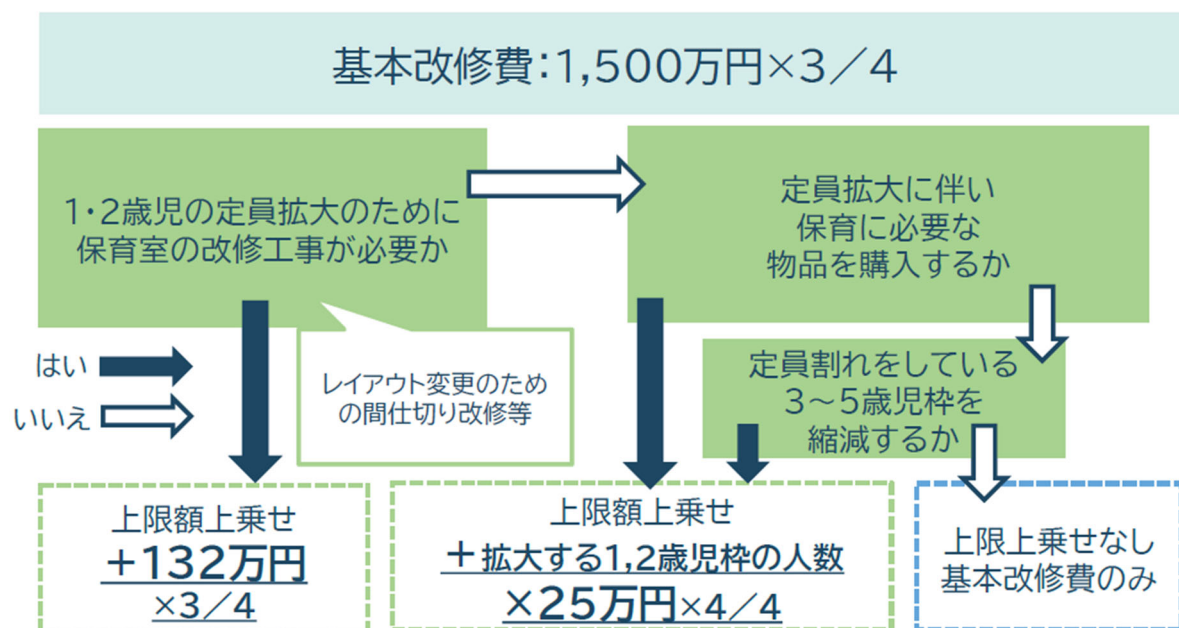
ア 設備等の改修に要する費用の基準額

項目	基準額	補助率
改修工事(基本額)	1,500万円	3/4

イ 待機児童解消のための基準額【(1)又は(2)】※ (1)と(2)の併用は不可。

	項目	基準額	補助率
(1)	1,2歳の定員を増加する又は一時保育(低年齢児)の受入れを増加するための間仕切り改修等の内装改修を実施した場合	132万円	3/4
(2)	次のいずれかに該当する場合 ア 3~5歳児定員において現に発生している定員割れの総数が3名以上あり、これを3名以上縮減し、1,2歳児定員を増加する場合 イ 1,2歳児定員増のための物品等(その他市長が適当と認めるものを含む)を購入した場合	1,2歳児定員の増加人数×25万円	4/4

(4) 補助金額の枠組み



(5) その他

- ・ 本事業の申請は、年度内に1園につき一件申請することができます。
- ・ 本事業は、補助金の財源に国庫補助金※を活用しています。

※自己所有物件の場合…就学前教育・保育施設整備交付金

賃貸借物件の場合…保育対策総合支援事業費補助金

国庫補助金の協議・申請の結果、補助対象事業とならない場合や補助金の一部のみ国庫補助金の対象となる場合があるため、補助事業に応募する事業者は、この点についてあらかじめ了承のうえ、当該事業への申請をお願いします

- ・ 交付申請時より実際の補助対象経費が高くなった場合は、交付決定時の金額が上限額となります。実際の補助対象経費が高くなった場合の差額については、事業者負担となります。
- ・ 交付申請時より実際の補助対象経費が安くなった場合は、実際に要した補助対象経費に基づき交付額を算定・確定します。なお、交付決定後でも、補助対象経費が500万円未満となった場合は補助の対象外となります。
- ・ 本事業に置いて補助金を受けた場合、減価償却期間を過ぎるまでは同一部位の本補助金への申請はできません。
- ・ 事業申請に添付した設計図面から事業者都合による大幅な計画変更を行うことはできません。ただし、行政指導や近隣対応による変更は止むを得ないものとしませんが、事前に横浜市と協議してください。
- ・ 本事業において補助金を受けた場合には、横浜市民間保育所等老朽改築事業の申請にあたり、条件が付される場合があります。
- ・ 本事業を受けた場合は、同じ年度に「横浜市待機児童解消促進事業補助金」において1,2歳児の定員増に係る補助金への申請及び「横浜市保育所等1歳児新規受入枠拡大促進事業助成金」において3歳児クラス以上の定員割れを1歳児クラスの定員に付け替える定員変更による助成金への申請はできません。
- ・ 自己所有の場合は減価償却費加算の適用外となります。あらかじめ減価償却費加算を受けているかご確認ください。

3 事業実施にあたっての諸条件

(1) 改修による定員の協議について

改修にあたって、1・2歳児の定員増を含め、当該地域での保育ニーズの状況や入所状況を踏まえた定員構成の見直しについて、横浜市との協議に応じていただきます。

(2) 改修計画及び仕様について

ア 改修計画の検討にあたっては、できる限り再生可能エネルギーの活用や省エネ機器の導入等、環境に配慮した施設計画とするようお願いします。

イ 補助金事業であることを踏まえ、補助対象工事費の著しい増加を伴う華美な設計等とならないように留意してください。

ウ 運営をしながらの改修工事を実施する場合、園児に配慮した計画とし、保護者等の関係者にも丁寧に説明してください。

エ 工事による近隣への影響が見込まれる場合、近隣に十分配慮した計画とし、法人の責任において近隣及び関係各所と調整を行ってください。

オ 設計者の選定は円滑に事業を履行できるように、可能な限り、横浜市の公共施設の設計や補助事業の設計実績がある方としてください。

カ 次の関係法令に適合する計画としてください。

- ・ 建築基準法及び横浜市建築基準条例
- ・ バリアフリー法及び横浜市福祉のまちづくり条例
- ・ 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・ その他関係法令・指針等(消防法、食品衛生法、横浜市開発事業の調整等に関する条例等)

キ 当該改修以降、施設の改修等に備えた積み立て等含めた改修計画を検討してください。

(3) 工事の契約等について

ア 原則、工事費が1,000万円以上の場合に入札、1,000万未満の場合は3者による見積り合わせになります。入札の場合は、原則、8者以上の指名競争入札により3者以上が入札に参加することを条件とします。

イ 工事等の前払い、部分払いの有無などの支払い条件にあたっては、指名通知書や現場説明書等に明記してください。なお、支払い割合・支払い時期については、入札後、工事契約事業者と協議して決定し契約書を作成してください。

ウ 入札にあたっては、透明性等を確保するため、法人の役員等と特別の関係がある業者は選定できません。また、入札の公平・公正を確保するために、設計業務を行った業者は工事の指名業者及び下請業者に選定できません。

エ 入札または見積り合わせを実施する場合は、原則市内事業者の中から参加者を選定してください。特別な理由等で市外事業者を選定する必要がある場合は、事前に横浜市と協議したうえで決定してください(詳細は契約の手引きをご確認ください)。

4 スケジュール(例:自己所有物件の場合)

施設が自己所有物件の場合、国に補助金の申請をする都合上、令和7年1月24日(金)までに三者見積を徴収し、横浜市へ提出する必要があります。下記スケジュールを参考にしてください。

なお、予算の範囲内で補助決定を行うため、予算上限に達した場合には、途中で募集を停止する可能性があります。

工期は週休二日を前提とした実工期の算出に加え、準備期間及び後片付け期間を考慮するなど、適切に設定を行ってください。

先行募集(令和6年12月2日から令和6年12月27日までの申請)

	事業者(申請者)	横浜市
申請前	改修内容の検討 →	随時相談受付
12月2日～ 12月27日まで	事前協議書提出 →	受付 ・工事内容及び金額の確認 ・現地確認 等
～1月24日まで	三者見積提出(※1) →	国へ事前協議書の提出(※2)
4月頃	受領 ←	国庫補助金の内示(※2) 採択通知
4～6月	設計図書の作成、提出 補助金交付申請 → 入札若しくは見積合わせの実施 及び結果の報告 ←	実施設計審査 交付決定通知 入札・見積合わせ内容を確認
7月～順次	工事契約 工事着手	
12月末まで	定員変更の認可変更届の提出 →	受領・手続き
令和8年2月27日まで	工事完了(※3) 完了検査、実績報告	
令和8年3月以降順次	請求書の提出 ←	補助金額確定通知 支払い
令和8年度以降	仕入控除税額報告書	

※1:見積書について

見積書の作成にあたっては、別添の事業申請書にあります、見積書の例を参照ください。

※2:国への事前協議について

例年、1月下旬が国への事前協議書の提出期限であり、令和7年4月頃に国庫補助金が内示される見込みですが、国からは次年度のスケジュールが発表されていないため、時期が変更になる可能性があります。

※3:工事完了について

令和8年2月27日までに本市の完了検査を実施してください(厳守)。

契約した工事は、令和8年2月27日までに完了検査を実施できるよう工事を完了してください。契約した工事とは、補助対象外の工事も含みます。契約した全ての工事が完了しない場合は、補助金の交付ができません。補助対象工事と補助金対象外工事の工期が異なる場合は、契約を分けるなど整理した上で申請してください。

なお、契約にあたっては、市が定める「民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に基づいて実施してください。

5 申請方法

(1) 事前協議書の提出について

ア 募集期間

令和6年12月2日(月)～令和6年12月27日(金)

予算の範囲内で補助決定を行うため、予算上限に達した場合には、途中で募集を停止する可能性があります。

※ 申請を希望される場合は、必ず事前に相談ください。

※ 来庁される際は、事前に電話やメールでのご予約をお願いいたします。

イ 提出書類

原則として、データ化したものをご提出ください。

(ア) ファイル名は次の通りとしてください。

「資料番号_添付資料名_日付」

(イ) 様式は必ず、最新のものを使用してください。

不備があると審査ができない場合がありますので、充分ご確認のうえ提出をお願いします。

【提出先】

横浜市中区本町6-50-10 横浜市役所 13 階

こども青少年局こども施設整備課

電話:045-671-4146

Eメール:kd-remodel2-r6@city.yokohama.lg.jp

(2) 補助対象法人の決定について

予算の範囲内で決定をするため、予算上限に達した場合には、時期内ごとに次の順で決定を行います。

ア 1・2歳児定員の増加数がより多い施設

イ 過去3年間の1・2歳児の入所率及び全体の入所率がより高い施設

(3) その他

ア 申請に当たって、追加資料を提出していただくことがあります。

イ 設置者が現在運営している施設について、市が現地調査を行うことがあります。

ウ 財産処分の制限については、民間保育所等中規模改修事業費補助金交付要綱第24条をご確認ください。

エ 業者選定及び工事の請負は横浜市補助金等の交付に関する規則に定めるとおりとします。また、契約手続きの詳細については民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱に定める方法によります。

オ 整備後に補助金の対象となった個所の取り壊し又は加算を受けた事業の廃止等を行った際は、経過年数によって補助金の返還が必要になる場合があります。

カ 事業採択後から新園舎での運営開始までの間に不正な行為や条件違反があった場合は、横浜市は補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の返還を命じることがあります。

キ 施工中に施設運営の継続が困難となる場合またはそれが予見されるなどの場合は、速やかに市に報告・相談するとともに、在園児に不利益が生じることのないよう誠実に対応してください。